

岐阜県森林公社「ぎふ林業新規担い手支援事業」事務取扱要領

(平成30年5月9日 森公第106号通知)

第1 総則

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）の行う「ぎふ林業新規担い手支援事業」（以下「本事業」という。）の実施については、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「県交付要綱」という。）、岐阜県林業労働力対策実施要領（昭和46年7月5日付け林政第556号林政部長通知、以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 対象範囲等

本要領で定める事業の対象範囲は、県要領第2章のIの第1の3の表のメニューのうち、以下のものとする。

- (1) トライアル雇用に対する支援
- (2) 新規就業者に対する就業支援金の給付
- (3) 労働環境整備に対する支援
- (4) 安全講習等受講に対する支援
- (5) 新規事業体に対する自立支援金の給付
- (6) 林業機械レンタル費に対する支援
- (7) 森林技術者の雇用の安定化に対する支援

第3 助成対象となる事業実施主体

助成対象となる事業実施主体は、県が実施する林業労働力調査への報告実績がある林業事業体とする。

第4 事業内容等

第2の(1)から(7)までに係る事業内容等については、以下のとおりとする。

- (1) トライアル雇用に対する支援

①事業内容

- ・ 林業経験がなく体力や地域に溶け込めるかなど不安を抱えた求職者を受け入れるため、求職者と求人者の相互理解の上で森林技術者を雇用する事業実施主体に対し、指導者の謝金を助成する。

②助成対象事業

- ・ 助成対象とする費用は、トライアル雇用者を指導する技術者に対する謝金とする。

- ・助成対象とする期間は、必要な知識と技術を修得させるために実施する社内OJT研修を実施した日とし、60日を上限とする。

③助成率等

- ・助成対象額は、指導費20,000円/日とする。
(助成額は1/2の10,000円/日)。

④事業の要件等

- ・事業実施主体は、トライアル雇用の対象者(以下「対象者」という)と雇用契約を締結する。また指導者は、現場において指導するものとする。
- ・事業の実施にあたっては、市町村との連携を図るものとする。

[連携の内容の例]

- ・対象者の募集について市町村広報誌等への掲載
- ・Uターン、Iターン者に対し、市町村を通じた住居支援

- ・助成対象とする指導者の要件は次のとおりとする。

[助成対象とする指導者：すべて満たすこと]

- ・林業経験が通算1年未満の対象者を指導する者
- ・対象者と同一の現場において指導する者
- ・作業班長等作業班員の指導を行う者で、伐木等の業務に係る特別教育の修了者であって、当該業務に3年以上の経験を有する者

(2) 新規就業者に対する就業支援金の給付

①事業内容

- ・林業に従事する者は、チェーンソー等の機械や労働災害を防止するための防護ズボン、安全靴等の着用が義務づけられている。林業事業者等の経済的負担を軽減し、林業への就業を円滑にして定着を促進するため、新規就業者が購入する備品等の経費について助成する。

②助成対象事業

- ・助成対象とする費用は、林業を行うのに必須となる備品及び安全対策として必要な作業衣等とし、新規就業者が購入するもの又は、事業実施主体が購入して新規就業者に貸与するものとする。

③助成率等

- ・助成対象事業費の1/2以内

④事業の要件等

- ・助成対象とする備品等及びその上限額は次のとおりとする。

[助成対象とする備品]	[助成対象とする作業衣等]
<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー ・刈払機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・林業用ジャケット(上着)

	<ul style="list-style-type: none"> ・防護ズボン ・安全ブーツ ・防振手袋
上限：合計200,000円 (*助成率1/2以内 *助成上限合計100,000円)	上限：合計100,000円 (*助成率1/2以内 *助成上限額合計50,000円)

- ・助成対象とする新規就業者の要件は次のとおりとする。

[助成対象とする新規就業者]
・採用して2年未満かつ林業経験がない者

- ・次のいずれかの事項に該当する場合には、助成金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合はこの限りでない。

[返還に該当する事項]
<ul style="list-style-type: none"> ・受給した日から2年以内に退職した場合。 ・県が実施する林業労働力調査等において、該当者の報告がなかった場合。

(3) 労働環境整備に対する支援

①事業内容

- ・林業の現場は屋外であり、体力的に負担の大きい仕事であり、安全で効率的な作業ができる労働環境に改善し、女性及び若手の森林技術者の就業を促進するため、林業事業体が設置する休憩所及びトイレの購入費又はレンタル費について助成する。

②助成対象事業

- ・助成対象とする費用は、購入経費又はレンタル経費とする。

③助成率等

- ・助成対象事業費の1/2以内

④事業の要件等

- ・助成対象とする休憩所及びトイレの経費及びその上限は次のとおりとする。なお、自社で作成した物、自社で運搬した費用は対象としない。

[助成対象経費]	[上限]
休憩所の購入の場合：購入費、運搬費、設置費	各400,000円
トイレの購入：購入費、運搬費、設置費、清掃料	※助成率1/2以内
休憩所のレンタル：基本料、運搬費、組立解体費、使用料	※助成上限合計
トイレのレンタル：基本料、運搬費、組立解体費、使用料、清掃料	200,000円

(4) 安全講習等受講に対する支援

①事業内容

- ・労働安全衛生法により、雇用主は労働者の安全を守るために、チェーンソーを用いて立木の伐採を行う場合は、安全教育を受けさせなければならない。また、伐木等機械や走行集材機械等の運転を行う場合にも安全教育等が必要である。さらに、技術を研鑽し、組織の主となって活躍する森林技術者は、各種の主任者技能講習を受講する必要がある。安全かつ効率的な作業を促進していくため、森林技術者が受講する各種講習等の受講経費について助成する。

②助成対象事業

- ・対象となる講習は、安全衛生法令に基づくもの及び厚生労働省通知によるものとする。

③助成率等

- ・助成対象事業費の1／2以内

④事業の要件等

- ・助成対象とする講習は次のとおりとする。

〔講習等の種類〕
<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生推進者能力向上教育（初任時） ・造林作業指揮者等安全衛生教育 ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育（大径木等） ・伐木等の業務に係る特別教育（その他） ・チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 ・林業架線作業主任者免許試験 ・林業架線作業主任者能力向上教育 ・林業集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育 ・簡易架線集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・ショベルローダー等運転技能講習（1t 以上） ・ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育（1t 未満） ・フォークリフト運転技能講習（1t 以上） ・フォークリフトの運転業務に係る特別教育（1t 未満） ・はい作業主任者技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・小型移動式クレーン運転技能講習（1t 以上 5t 未満） ・小型移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育（1t 未満） ・クレーンの玉掛け技能講習（1t 以上 5t 未満）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・クレーンの玉かけ業務に係る特別教育（1t 未満） ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ・車両系建設機械運転技能講習（機体 3t 以上） ・車両系建設機械の運転業務に係る特別教育（機体 3t 未満） ・不整地運搬車運転技能講習（1t 以上） ・不整地運搬車の運転業務に係る特別教育（1t 未満） |
|--|

（5）新規事業体に対する自立支援金の給付

①事業内容

- ・新たに林業事業体として、起業・独立した当初は、事業地の確保が困難で経営が不安定である。新規事業体の経営の安定化を促進するため、新規事業体に対して自立支援金を給付する。

②助成率等

- ・定額 1 月あたり 9 万円とし、6 ヶ月間を上限とする。
- ・1 事業体あたり 1 年度限り受給できるものとする。

③事業の要件等

- ・助成対象とする事業実施主体の要件は次のとおりとする。

〔助成対象とする事業実施主体〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・起業して 5 年目までの事業実施主体（1 人親方も含む） |
|---|

〔新規事業体であることの確認方法〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は登記事項証明書 ・個人の場合は、認定事業体の代表者による証明（2 社以上） |
|---|

- ・次のいずれかの事項に該当する場合には、助成金を返還しなければならない。ただし、災害等のやむを得ない事情に該当する場合はこの限りでない。

〔返還に該当する事項〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・受給した日から 3 年以内に廃業した場合。 ・県が実施する林業労働力調査等において報告がなかった場合。 |
|---|

（6）林業機械レンタル費に対する支援

①事業内容

- ・林産事業で使用する高性能林業機械は高額であり、創業当初の経営が不安定な時期には購入が難しく、新規の事業体にとっては経済的な負担となっている。新規事業体の早期の経営安定化を図るとともに、木材生産を促進するため、林業機械レンタル費用について助成する。

②助成対象事業

- ・助成対象とする費用は、事業実施主体がレンタルした高性能林業機械のレンタル費等

とする。

③助成率等

- ・助成対象事業費の1/2以内

④事業の要件等

- ・助成対象とする高性能林業機械及びその経費は次のとおりとする。

〔助成対象とする機械〕	〔助成対象経費〕
<ul style="list-style-type: none">・プロセッサ・ハーベスタ・フォワーダ・スイングヤード・タワーヤード・スキッド・フェラーバンチャ・グラップル付きバックホウ・集材機・自走式搬器	<ul style="list-style-type: none">・レンタル料・補償料・運搬費、設置費 <p>(なお、自社で運搬した費用は対象としない)</p>

- ・助成期間の上限は次のとおりとする。

〔助成期間の上限〕
<ul style="list-style-type: none">・1事業体あたり20日/年まで・1事業体あたり3ヶ年度まで

- ・助成対象とする事業実施主体の要件は次のとおりとする。

〔助成対象とする事業実施主体〕
<ul style="list-style-type: none">・起業して5年目までの事業実施主体（1人親方も含む）
〔新規事業体であることの確認方法〕
<ul style="list-style-type: none">・法人の場合は登記事項証明書・個人の場合は、認定事業体の代表者による証明（2社以上）

(7) 森林技術者の雇用の安定化に対する支援

①事業内容

- ・県北部の林業事業体は、冬期間の積雪により地元では冬場の事業地確保が大変難しく、他の地域に向いて事業に取り組んでおり、県外へも労働力が流出している。このため、県内の北部の事業体と南部の事業体が、事業融通に関する協定を締結して、事業及び労務の連携を実施する場合に、送り出し事業体が負担する旅費を助成する。

③助成率等

- ・助成対象とする旅費及びその助成額は次のとおりとし、1人あたり60日までを上限とする。

〔区分〕	〔助成額〕
・連携する林業事業体の事務所間が50kmまでの場合	1,000円 /人・日
・連携する林業事業体の事務所間が50km以上の場合	2,000円 /人・日

④事業の要件等

- ・事業実施主体は、事業融通に関する協定等を締結し、事業及び労務の連携に関する協定を締結する。
- ・協定書には次の事項を記載するものとする。

〔協定書等に記載する事業〕
・連携する期間
・連携の方法、事業内容、役割（分担）

- ・助成対象の要件は次のとおりとする。

〔助成対象の要件：すべて満たすこと〕
・送り出し側の林業事業体に雇用される森林技術者もしくは送り出し側の林業事業体の下請け林業事業体（送り出し側の林業事業体と同一市町村に事務所を有する林業事業体に限る。）に雇用される森林技術者であること。
・受け入れ側の林業事業体の業務エリアで作業する森林技術者であること。
・受け入れ側の事業は、民有林の森林整備事業であること。

第5 計画書の提出

事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、以下により公社まで、計画書を提出し、公社から計画の承認を受けなければならない。

(1) 計画書の提出時期

- ・公社が別途指定する日までとする。なお、公社が必要と認める場合は、これとは別に計画書の提出を求めることができるものとする。

(2) 計画書の様式及び添付書類

〔区分〕	〔様式〕	〔添付書類〕
・トライアル雇用に対する支援	・第1号様式	・雇用契約書の写し
・新規就業者に対する就業支援金の給付	・第2号様式	[添付書類なし]
・労働環境整備に対する支援	・第3号様式	・見積書の写し ・設置予定場所の写真
・安全講習等受講に対する支援	・第4号様式	[添付書類なし]
・新規事業体に対する自立支援金の給付	・第5号様式	・会社の設立日がわかる書類(登記事項証明書、認定事業体による証明等)の

		写し ・〔新規事業者に対する自立支援金の給付〕に関する誓約書（第6号様式） ・助成期間中の事業内容がわかる書類（作業種、面積、生産量、収支を図表等で明らかにしたもの）の写し
・林業機械レンタル費に対する支援	・第7号様式	・見積書の写し ・助成期間中及び今後3年間の事業内容がわかる書類（作業種、面積、生産量、収支を図表等で明らかにしたもの）の写し
・森林技術者の雇用の安定化に対する支援	・第8号様式	[添付書類なし]

第6 計画書の変更

事業実施主体は、計画書の金額に20%以上の増減が生じる場合には、速やかに変更計画書に説明資料を添えて公社に提出しなければならない。

第7 実績書の提出

事業実施主体は、事業の完了後、以下により実績書を提出する。

(1) 実績書の提出時期

実績書については、以下の期間内に公社まで提出するものとする。なお、公社が必要と認める場合は、これとは別に定めることができるものとする。

〔事業実施時期〕	〔提出期間〕
・当該年度上半期 (4月から9月末まで)	10月1日から10月20日まで(開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日)
・当該年度第3四半期 (10月から12月末まで)	1月4日から1月20日まで(開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日)
・当該年度第4四半期 (1月から2月15日まで)	2月16日から2月28日まで(開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日)

※いずれも提出期間内に必着とする。

(2) 実績書の様式及び添付書類

〔区分〕	〔様式〕	〔添付書類〕
・トライアル雇用に対する支援	・第1号様式	・研修生及び指導者の日報の写し ・研修の内容がわかる写真

		<ul style="list-style-type: none"> ・口座振込依頼書（第9号様式）
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者に対する就業支援金の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号様式 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書の写し ・購入物品について領収書の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境整備に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3号様式 	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書の写し ・領収書の写し ・設置後の写真 ・口座振込依頼書（第9号様式）
<ul style="list-style-type: none"> ・安全講習等受講に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4号様式 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習の案内（内容、日程、金額がわかるもの）の写し ・講習を修了したことがわかる書類（修了証等）の写し ・口座振込依頼書（第9号様式）
<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業体に対する自立支援金の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5号様式 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成期間中の事業実績内容がわかる書類（作業種、面積、生産量、収支を図表等で明らかにしたもの）の写し ・口座振込依頼書（第9号様式）
<ul style="list-style-type: none"> ・林業機械レンタル費に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7号様式 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容及び支払内容がわかる書類の写し ・現場において機械を使用している写真 ・助成期間中及び今後3年間の事業内容がわかる書類（作業種、面積、生産量、収支を図表等で明らかにしたもの）の写し ・口座振込依頼書（第9号様式）
<ul style="list-style-type: none"> ・森林技術者の雇用の安定化に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8号様式 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務連携協定書の写し ・対象森林技術者の日報の写し ・口座振込依頼書（第9号様式）

第8 確認

公社は、実績書の提出を受けたときは、第10号様式により確認を行うものとする。また、公社は確認にあたって、第11号様式により、県に対して、林業労働力調査への報告実績を確認する。

第9 額の確定

公社は、第8による確認の結果、適当と認める場合には、事業実施主体に対して、助成金

の額の確定を通知するとともに、確定額を事業実施主体に支払うものとする。

第10 事業に関する状況報告書の提出

第3の(2)「新規就業者に対する就業支援金の給付」と(5)「新規事業体に対する自立支援金の給付」について助成金を受領した事業実施主体は、公社に対して、以下により事業に関する状況報告書を提出しなければならない。

〔区分〕	様式	提出時期
・新規就業者に対する就業支援金の給付	第2号様式の2	・助成金を受領した日から起算して2年間 ・毎年7月末及び1月末まで ※半年ごとに報告
・新規事業体に対する自立支援金の給付	第5号様式の2	・助成金を受領した日から起算して3年間 ・毎年7月末及び1月末まで ※半年ごとに報告

第11 助成金の返還

次の事項に掲げる場合には、助成金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合はこの限りではない。

また、公社は助成金返還となる事項に該当するか否かを確認するため、第12号様式により、県に対して、林業労働力調査の報告の有無を確認する。

〔区分〕	〔助成金返還となる事項〕
・新規就業者に対する就業支援金の給付	・助成金を受給した日 ^(*) から2年以内に対象となった新規就業者が退職した場合 ・県が実施する林業労働力調査等において対象者の報告がなかった場合(2年間)
・新規事業体に対する自立支援金の給付	・助成金を受給した日 ^(*) から3年以内に廃業した場合 ・県が実施する林業労働力調査等の報告がなかった場合(3年間)

*助成金を受給した日とは、公社から事業実施主体に助成金が支払われた日とする。

附則

この事務取扱要領は、平成30年5月9日から施行し、平成30年度事業から適用する。